

## 犯罪被害者支援のためのセミナー事業（静岡県）

### 【目的】

犯罪被害者等が、被害から回復し、再び地域において平穏な生活を取り戻すためには、国・地方公共団体による施策の推進のみならず、地域社会全体の理解・配慮及び協力が必要不可欠である。

犯罪被害者等の問題は、一部の人間に例外的に起こると捉えられがちであり、地域社会全体の理解・配慮及び協力を確保するためには、様々な分野・場面を活用した息の長い取組を住民一人ひとりに届くよう着実に進める必要がある。

本事業は、静岡県において、「静岡県被害者支援連絡協議会」の参加機関や市町の職員を対象とするネットワークセミナーを開催し、支援者の対応スキルの向上を図り、犯罪被害者等の置かれた状況や被害者支援全般についての理解が広がることを目的として、モデル事業として実施するものである。

### 【実施結果】

日程	平成21年12月7日(月)
対象	県内市町及び県の犯罪被害者支援担当窓口担当者
参加人数	63名
場所	静岡県男女共同参画センターあざれあ
内容	講演①「犯罪被害者への理解と適切な対応」 講師：長井進(常磐大学人間科学部教授) 講演②「トラウマの及ぼす被害者への影響とそれを支援する人への影響とそのケア」 講師：白川美也子(国立精神神経センター治験管理室研究員)
日程	平成22年2月2日(火)
対象	「静岡県被害者支援連絡協議会」の参加機関等
参加人数	76名
場所	静岡県男女共同参画センターあざれあ
内容	講演①「犯罪被害者の真実」 講師：岡本真寿美(全国犯罪被害者の会会員) 講演②「地域で被害者を支えるために」 講師：岩城順子(京都府犯罪被害者支援コーディネーター)



## 犯罪被害者等支援に関するボランティア推進講演会事業（静岡市、長野県）

### 【目的】

犯罪被害者等が、被害から回復し、再び地域において平穏な生活を取り戻すためには、国・地方公共団体による施策の推進のみならず、地域社会全体の理解・配慮及び協力が必要不可欠である。

犯罪被害者等基本法は、国及び地方公共団体に対し、国民の理解の増進(第20条)に取り組むことを求めている。

これに基づき、地域住民が犯罪被害者等の抱える様々な問題を理解し、地域における被害者支援を促進する機運を醸成するとともに、受講者が市民の立場から支援する活動に取り組むための知識を習得することで、地域総意で被害者を支える社会づくりを推進することを目的として、静岡市と長野県において本業務を実施するものである。

### 【実施結果(静岡市)】

#### 静岡市

##### ①犯罪被害者を地域で支えるボランティア養成講座

###### (1)第1回

日程 平成21年7月22日(水)

場所 静岡駅ビルパルシェ

内容 「犯罪被害者支援の現状等について」  
講師:佐々木宏  
(静岡犯罪被害者支援センター事務局長)



##### ②犯罪被害者を地域で支える市民講座

###### (1)第1回

日程 平成22年1月21日(木)

場所 清水テルサ

内容 「犯罪被害者支援の現状」  
講師:福島好伸(静岡中央警察署警務課相談係長)  
講師:鳥居光子(静岡犯罪被害者支援センター)



###### (2)第2回

日程 平成21年7月22日(水)

場所 静岡駅ビルパルシェ

内容 「犯罪に巻き込まれた被害者の心理」  
講師:神部英子(静岡県臨床心理士会事務局長)



###### (2)第2回

日程 平成22年1月28日(木)

場所 清水テルサ

内容 「犯罪に巻き込まれた被害者の心理」  
講師:神部英子(静岡県臨床心理士会事務局長)



###### (3)第3回

日程 平成21年8月5日(水)

場所 静岡駅ビルパルシェ

内容 「犯罪被害者と法」  
講師:宮田逸江(静岡のぞみ法律特許事務所弁護士)



###### (3)第3回

日程 平成22年2月4日(木)

場所 清水テルサ

内容 「犯罪被害者と法」  
講師:宮田逸江(静岡のぞみ法律特許事務所弁護士)



## 【実施結果(長野県)】

### 長野県

#### ①講演会

##### (1)長野会場

日程 平成21年10月27日(火)

場所 ホクト文化ホール

内容  
講演①「犯罪被害者の現状と必要な支援」  
講師:松村恒夫(全国犯罪被害者の会副代表幹事)  
講演②「犯罪被害者支援の現状と支援」  
講師:酒井宏幸(NPO法人全国被害者支援ネットワーク副理事長)



#### ②研修会

##### (1)飯田会場

日程 平成22年2月2日(火)

場所 飯田創造館

内容  
講義①「犯罪被害者支援ボランティアの活動について」  
間中 壽一(長野犯罪被害者支援センター事務局長)  
講義②「相談員の活動について」  
吉江淳(長野犯罪被害者支援センター相談員)



##### (2)飯田会場

日程 平成21年11月5日(木)

場所 飯田創造館

内容  
講演「犯罪被害者の現状と支援」  
講師:山岸重幸  
(信州大学大学院法曹法務研究科特任教授)



##### (2)長野会場

日程 平成22年2月3日(水)

場所 長野市生涯学習センター

内容  
講義①「犯罪被害者支援ボランティアの活動について」  
間中 壽一(長野犯罪被害者支援センター事務局長)  
講義②「相談員の活動について」  
島田佐喜子(長野犯罪被害者支援センター相談員)



##### (3)松本会場

日程 平成21年11月9日(月)

場所 松本大学

内容  
講演「犯罪被害者の現状と支援」  
講師:酒井宏幸  
(NPO法人全国被害者支援  
ネットワーク副理事長)



##### (3)松本会場

日程 平成22年2月5日(金)

場所 松本勤労者福祉センター

内容  
講義①「犯罪被害者支援ボランティアの活動について」  
間中 壽一(長野犯罪被害者支援センター事務局長)  
講義②「相談員の活動について」  
鮎澤加根子(長野犯罪被害者支援センター相談員)



## 地域の事業主に対する犯罪被害者講演会モデル事業（茨城県）

### 【目的】

犯罪被害者等が、被害から回復し、再び地域において平穏な生活を取り戻すためには、国・地方公共団体による施策の推進のみならず、地域社会全体の理解・配慮及び協力が必要不可欠である。

犯罪被害者等の問題は、一部の人間に例外的に起こると捉えられがちであり、地域社会全体の理解・配慮及び協力を確保するためには、様々な分野・場面を活用した息の長い取組を住民一人ひとりに届くよう着実に進める必要がある。

犯罪被害者等基本法には、雇用の安定を図るため、犯罪被害者等の置かれている状況について事業主の理解を深める等の施策を講ずること(第17条)と規定されているが、犯罪被害者等が治療のための通院、裁判への出廷などのために欠勤した場合、雇用主、職場の認識の欠如、無理解により、仕事を辞めざるを得なくなる場合が少なくないとの指摘がなされているところである。

そこで、事業主に対し、犯罪被害者等の置かれた現状や支援の必要性についての意識醸成を図り、もって犯罪被害者等に対する理解が促進されることを目的として本事業を実施するものである。

### 【実施結果】

(1)ひたちなか西地区	
日程	平成21年6月29日(月)
参加人数	70名
場所	ホテルクリスタルパレス
講師	渡辺昭(弁護士)
(2)筑西地区	
日程	平成21年7月14日(火)
参加人数	50名
場所	ダイヤモンドホール
講師	高橋シズエ(地下鉄サリン事件被害者の会代表世話人)



ひたちなか西地区実施風景



筑西地区実施風景(高橋シズエさん)

# 犯罪被害者等に関する中高生向け啓発事業（京都府、神奈川県）

## 【目的】

犯罪被害者等が、被害から回復し、再び地域において平穏な生活を取り戻すためには、国・地方公共団体による施策の推進のみならず、地域社会全体の理解・配慮及び協力が必要不可欠である。

犯罪被害者等の問題は、一部の人間に例外的に起こると捉えられがちであり、地域社会全体の理解・配慮及び協力を確保するためには、様々な分野・場面を活用した息の長い取組を住民一人ひとりに届くよう着実に進める必要がある。

本業務は、地域の中学生・高校生を対象とした授業等を実施し、生徒の規範意識の向上を図るとともに、防犯と一体となった普及啓発活動を行うことで、犯罪被害者等の置かれた状況や被害者支援全般についての理解が広がることを目的として、各地域におけるモデル事業として実施するものである。

## 【実施結果(京都府)】

京都府			
いのちを考える教室			
(1)宇治市立西小倉中学校		(3)京都西山高等学校	
関係者説明会	平成21年10月28日(水)	関係者説明会	平成21年12月14日(月)
実施日	平成21年11月14日(土)	実施日	平成22年1月12日(火)
参加人数	157名	参加人数	688名
内容	講演「生きること～大切な人を亡くして～」 講師：岩城順子(暴力犯罪被害者遺族) 講話：内藤みちよ(臨床心理士)	内容	講演「いのちについて」 講師：横溝育子(NPO法人犯罪被害者支援の会つわぶき代表)
(2)ノートルダム女学院高等学校			
関係者説明会	平成21年12月14日(月)		
実施日	平成22年1月9日(土)		
参加人数	118名		
内容	講演「いのちを考える～性暴力から女性を守るために～」 講師：島本郁子(産婦人科医) 講話：内藤みちよ(臨床心理士)		



パンフレット

京都府では、地域の中学生・高校生を対象とした授業等を実施し、犯罪被害者等の置かれた状況や被害者支援全般についての理解を広げるとともに生徒の規範意識の向上を図ることを目的に、京都府内の中学校・高等学校(3校)において、関係者説明会及び「いのち」を考える教室を実施した。